

国土調査の指定

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公表する。

島根県知事 丸山 達也

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の 名称	調 査 地 域	調 査 期 間
令和2年10月13日	津和野町	田二穂工区①地区	令和2年10月13日から 令和4年3月31日まで